

を
「

農業イノベーション推進課	I o P 推進室
--------------	-----------

」

に改める。

第16条を次のように改める。

第16条 削除

第17条の見出しを「（法務文書課）」に改め、同条中「法務課」を「法務文書課」に改め、同条に次の5号を加える。

- (16) 公文書等の管理に関すること（公文書館の主管に属するものを除く。）。
- (17) 公文書館に関すること。
- (18) 公印に関すること。
- (19) 情報の公開に関すること。
- (20) 個人情報保護に関すること。

第18条第11号中「臨時的任用職員及び非常勤職員」を「会計年度任用職員及び臨時的任用職員」に改め、同条に次の1号を加える。

- (14) 内部統制制度に関すること。

第24条第3号中「及び地方消費税交付金」を「、地方消費税交付金及び法人事業税交付金」に改め、同条第4号中「地方法人特別税」を「地方法人特別税（地方税法等の一部を改正する等の法律（平成28年法律第13号）附則第31条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第9条の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法（平成20年法律第25号）に規定する地方法人特別税をいう。以下同じ。）及び特別法人事業税」に改める。

第26条第1号中「高知県情報化計画」を「高知県行政サービスデジタル化推進計画」に改める。

第28条第5号中「債権」を「債権並びに物品」に改める。

第32条第18号を削り、同条第19号を同条第18号とする。

第34条第8号中「覚せい剤取締法」を「覚醒剤取締法」に改める。

第39条第5号中「地域福祉」を「地域福祉（ひきこもり支援を含む。）」に改め、同条中第22号を削り、第21号を第22号とし、第10号から第20号までを1号ずつ繰り下げ、第9号の次に次の1号を加える。

- (10) 生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）に関すること。

第41条の2第2号中「及び障害者施設利用者の工賃向上」を削る。

第44条中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とし、同条の次に次の1号を加える。

- (3) 無料低額宿泊所に関すること。

第53条中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号から第9号までを1号ずつ繰り上げる。

第55条中第11号を第13号とし、第10号を第12号とし、第9号の次に次の2号を加える。

- (10) 棚田地域振興法（令和元年法律第42号）に関すること（農業政策課の主管に属する事項を除く。）。
- (11) 令和2年6月4日から施行の地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律（令和元年法律第64号）に関すること。

第65条中第6号を削り、第7号を第6号とし、第8号を第7号とする。

第65条の2第1号を次のように改める。

- (1) デジタル技術を活用した課題解決型産業創出に関すること。

第69条第6号を次のように改める。

- (6) 事業承継に関すること。

第76条第12号を同条第13号とし、同条第11号の次に次の1号を加える。

- (12) 棚田地域振興法に関すること（指定棚田地域の指定の申請に関するものに限る。）。

第77条第2号中「所管」を「主管」に改める。

第79条第3号中「農業共済事業」を「農業保険」に改める。

第80条中第20号を第22号とし、第17号から第19号までを2号ずつ繰り下げ、第16号の次に次の2号を加える。

- (17) 農業の労働力確保に関すること。

- (18) スマート農業に関すること。

第81条第4号を次のように改める。

- (4) I o P プロジェクトの推進に関すること。

第82条第5号中「農産物」を「農畜産物」に改め、同条中第10号を第11号とし、第7号から第9号までを1号ずつ繰り下げ、第6号の次に次の1号を加える。

- (7) 野菜生産出荷安定法（昭和41年法律第103号）に関すること。

第86条中第17号を第18号とし、第8号から第16号までを1号ずつ繰り下げ、第7号の次に次の1号を加える。

- (8) 森林環境譲与税基金に関すること。

第88条に次の1号を加える。

- (9) 森林経営管理法（平成30年法律第35号）に関すること（民間事業者の公表（育成経営体に係るものを含む。）に関するものに限る。）。

第100条第9号を次のように改める。

- (9) 公共事業に係る情報システムの調達及び運用管理に関すること。

第100条第12号を同条第13号とし、同条第11号の次に次の1号を加える。

- (12) 公共事業に係る新技術及び情報化に関すること。

第101条第16号中「所管の」を「所管に属する」に改める。

第117条第5号中「港湾施設及び」を「農林水産省所管の」に改める。

第121条中第5号を第7号とし、第4号を第6号とし、第3号の次に次の2号を加える。

- (4) 物品の総括に関すること。
- (5) 物品の取得、管理及び処分に関すること（他の課の主管に属する事項を除く。）。

第3章第1節第1款の次に次の1款を加える。

第1款の2 公文書館

（位置）

第124条の2 高知県公文書等の管理に関する条例（令和元年高知県条例第1号）により設置された高知県立公文書館（以下「公文書館」という。）の位置は、高知市とする。

（所掌事務）

第124条の3 公文書館の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 歴史公文書等の収集及び保存並びに閲覧、展示その他の利用に関すること。
- (2) 歴史公文書等に関する調査研究に関すること。
- (3) 歴史公文書等についての専門的な知識の普及及び啓発に関すること。
- (4) 県内の市町村その他の団体の文書の管理に関する助言その他の支援に関すること。
- (5) 知事が保存する公文書の管理に関すること。
- (6) 高知県公文書等の管理に関する条例に基づき各実施機関が設ける公文書管理規程に基づく当該実施機関における公文書の管理の状況に係る監査の実施に関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、公文書館の設置の目的を達成するために必要な業務

第125条第2項中「自動車税」を「自動車税種別割」に、「自動車取得税」を「自動車税環境性能割」に改める。

第126条第4号中「地方法人特別税」を「地方法人特別税及び特別法人事業税」に改め、同条第8号中「自動車取得税交付金」を「自動車税環境性能割交付金」に改める。

第128条第1項第7号中「地方法人特別税」を「地方法人特別税及び特別法人事業税」に改め、同条第2項第1号中「自動車税及び自動車取得税」を「自動車税種別割及び自動車税環境性能割」に改め、同項第3号中「自動車取得税交付金」を「自動車税環境性能割交付金」に改め、同条第4項第5号及び第5項第2号中「地方法人特別税」を「地方法人特別税及び特別法人事業税」に改める。

第163条第3号を削り、同条第4号を同条第3号とし、同号の次に次の1号を加える。

(4) 地域養育支援部

第164条第3項を削り、同条第4項を同条第3項とし、同項の次に次の1項を加える。

4 地域養育支援部の分掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 児童及びその家庭に関する面接、相談、助言、指導及び調査に関すること。
- (2) 相談に関する受理会議、判定会議及び援助方針会議に関すること。
- (3) 児童の措置に関すること。
- (4) 児童に係る親権喪失、親権停止又は親権者の管理権喪失の審判の請求並びに未成年後見人の選任及び解任の請求に関すること。
- (5) 児童虐待の出頭要求、立入検査並びに臨検及び捜索並びに面会及び通信の制限に関すること（初期対応部の主管に属する事項を除く。）。
- (6) 児童及びその家庭に関する医学的、教育学的、社会学的及び精神保健上の診断及び判定に関すること。
- (7) 里親及び養子縁組に関すること。

第232条第5号を同条第6号とし、同条第4号の次に次の1号を加える。

(5) 畜産担い手育成畜舎における研修に関すること。

第234条第2項第3号中「及び畜産環境」を「、畜産環境及び畜産担い手育成畜舎における研修」に改める。

第279条第1項中「理事・産学官民連携センター長、理事（高知県地産外商公社）、理事（高知県産業振興センター）」を「理事・大阪事務所長」に、「、公営企業局長及び監査委員事務局長」を「及び公営企業局長」に改める。

第285条第1項中「、公営企業局次長及び大阪事務所長」を「及び公営企業局次長」に改める。

第301条第2項の表中「公文書制度の立案並びに」を「公文書等の管理、」に、「情報セキュリティ推進監」を「行政サービスデジタル化推進監」に、「情報セキュリティ対策及び情報化施策」を「行政サービスのデジタル化」に改め、

企業立地推進監	企業立地に関する事務を掌理し、当該事務に従事する職員を指揮監督する。
---------	------------------------------------

を

I o P 推進監	I o P 推進に関する事務を掌理し、当該事務に従事する職員を指揮監督する。
-----------	--

に改め、

--	--

地域支援企画員（総括・連携担当）	連携中枢都市圏に関する事務に従事するとともに、担当する地域に係る事務に従事する職員を指揮監督する。
------------------	---

を削り、

市町村支援専門監	市町村及び所属の児童家庭相談機能の強化並びに要保護児童対策地域協議会の活動の支援に関する専門的事務に従事するとともに、当該事務に従事する職員を指揮監督する。
----------	--

を

虐待防止対策監	児童虐待事案に関する警察との連携及び調整、情報提供並びに家庭裁判所に対する手続の支援に従事するとともに、特命の事務に従事する。
---------	---

に、「保健師」を「県民の健康づくり及び保健師」に改め、

醸造技術企画監	県内醸造事業者の日本酒の技術支援の業務を総括するとともに、当該業務に従事する職員を指揮監督する。
---------	--

を削る。

第303条第1項の表中「情報セキュリティ推進監」を「行政サービスデジタル化推進監」に、「企業立地推進監（商工労働部）」を「I o P 推進監（農業振興部）」に改める。

第304条第2項の表中

東京事務所	副所長 課長補佐
-------	-------------

を

東京事務所	副所長 課長補佐
公文書館	次長

に、

「市町村支援専門監
副所長」

を

「副所長
虐待防止対策監」

に、

「所長
醸造技術企画監」

を

「所長」に改める。

第306条の表高知県公文書開示審査会の項、高知県個人情報保護制度委員会の項、高知県個人情報保護審査会の項及び高知県公文書管理委員会の項中「文書情報課」を「法務文書課」に改め、同表高知県公益認定等審議会の項及び高知県行政不服審査会の項中「法務課」を「法務文書課」に改め、同表中

こうち男女共同参画会議	高知県男女共同参画社会づくり条例（平成15年高知県条例第60号）第7条第2項及び第23条の規定による男女共同参画計画の作成又は変更に係る知事の諮問に対する答申、男女共同参画社会の実現に関する重要事項の調査審議及び県の男女共同参画の推進に関する取組状況についての知事への意見の具申に関する事務	県民生活・男女共同参画課
-------------	---	--------------

を

こうち男女共同参画会議	高知県男女共同参画社会づくり条例（平成15年高知県条例第60号）第7条第2項及び第23条の規定による男女共同参画計画の作成又は変更に係る知事の諮問に対する答申、男女共同参画社会の実現に関する重要事項の調査審議及び県の男女共同参画の推進に関する取組状況についての知事への意見の具申に関する事務	県民生活・男女共同参画課
高知県犯罪被害者等支援推進会議	高知県犯罪被害者等支援条例（令和2年高知県条例第3号）第21条第3項及び第5項並びに第22条第1項から第3項までの規定による犯罪被害者等の支援に関する指針（以下この項において「指針」という。）の策定及び変更に係る知事の諮問に対する答申、犯罪被害者等の支援に関する施策の推進に関する重要事項の調査審議、指針に基づく施策の実施状況等の検証並びに犯罪被害者等の支援に関する事項についての知事への意見の具申に関する事務	県民生活・男女共同参画課

に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 令和2年3月31日現在において、次の表の左欄に掲げる所属に勤務を命ぜられている者で、別に辞令を発せられないものは、同年4月1日付で、それぞれ現に有する職名をもって、同表の右欄に掲げる所属に勤務を命ぜられたものとする。

総務部法務課	総務部法務文書課
--------	----------

（高知県公文書開示審査会規則の一部改正）

- 高知県公文書開示審査会規則（平成2年高知県規則第20号）の一部を次のように改正する。
第5条中「高知県総務部文書情報課」を「高知県総務部法務文書課」に改める。
（高知県個人情報保護制度委員会規則の一部改正）
- 高知県個人情報保護制度委員会規則（平成13年高知県規則第15号）の一部を次のように改正する。
第4条中「高知県総務部文書情報課」を「高知県総務部法務文書課」に改める。
（知事が取り扱う個人情報の保護に関する規則の一部改正）
- 知事が取り扱う個人情報の保護に関する規則（平成13年高知県規則第144号）の一部を次のように改正する。
別記第1号様式備考中「高知県総務部文書情報課」を「高知県総務部法務文書課」に改める。
（高知県個人情報保護審査会規則の一部改正）
- 高知県個人情報保護審査会規則（平成13年高知県規則第145号）の一部を次のように改正する。
第4条中「高知県総務部文書情報課」を「高知県総務部法務文書課」に改める。
（高知県公報の発行に関する規則の一部改正）
- 高知県公報の発行に関する規則（平成19年高知県規則第44号）の一部を次のように改正する。
第4条第4項及び第5条第1項第6号中「法務課長」を「法務文書課長」に改める。
第6条中「法務課」を「法務文書課」に改める。
第8条中「、法務課」を「、法務文書課」に改め、同条ただし書中「法務課長」を「法務文書課長」に改める。
（高知県公益認定等審議会条例施行規則の一部改正）
- 高知県公益認定等審議会条例施行規則（平成20年高知県規則第18号）の一部を次のように改正する。
第2条中「高知県総務部法務課」を「高知県総務部法務文書課」に、「総務部法務課」を「総務部法務文書課」に改める。
第3条第2項中「高知県総務部法務課長」を「高知県総務部法務文書課長」に改め、同条第3項中「高知県総務部法務課副参事」を「高知県総務部法務文書課副参事」に改め、同条第4項中「総務部法務課」を「総務部法務文書課」に改める。
（高知県公益法人等の監督等に関する規則の一部改正）
- 高知県公益法人等の監督等に関する規則（平成27年高知県規則第8号）の一部を次のように改正する。
第5条第3項中「高知県総務部法務課」を「高知県総務部法務文書課」に改める。
（高知県行政不服審査会規則の一部改正）
- 高知県行政不服審査会規則（平成28年高知県規則第16号）の一部を次のように改正する。
第2条第2項中「高知県総務部法務課」を「高知県総務部法務文書課」に改める。
（高知県公文書管理委員会規則の一部改正）
- 高知県公文書管理委員会規則（令和元年高知県規則第15号）の一部を次のように改正する。
第5条中「高知県総務部文書情報課」を「高知県総務部法務文書課」に改める。
（高知県附属機関の委員等の報酬に関する規則の一部改正）
- 高知県附属機関の委員等の報酬に関する規則（昭和43年高知県規則第8号）の一部を次のように改正する。

別表中

こうち男女共同参画会議委員

を

「

こうち男女共同参画会議委員
犯罪被害者等支援推進会議委員

」

に改める。

（高知県損害賠償等審査会規則の一部改正）

13 高知県損害賠償等審査会規則（昭和45年高知県規則第3号）の一部を次のように改正する。

第4条第3項中「高知県総務部法務課長」を「高知県総務部法務文書課長」に改める。

第8条第2項中「高知県総務部法務課チーフ（訴訟担当）」を「高知県総務部法務文書課チーフ（訴訟担当）」に改める。